

熊本市教育委員会事務局内部組織規則の一部改正について

熊本市教育委員会事務局内部組織規則の一部を次のように改正したいので議決を求める。

熊本市教育長 遠 藤 洋 路

熊本市教育委員会事務局内部組織規則の一部を改正する規則

熊本市教育委員会事務局内部組織規則（平成24年教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「及び地域教育推進課」を「、地域教育推進課、学務支援課及び総合支援課」に改め、同条第6項中「主幹」の次に「、政策監」を加える。

第4条中第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 政策監の基本的職能

ア 直属上司の命を受け、課の主要施策に関する特定の事項の調査、研究及び実施に携わる。

イ 課長の命を受け、所管事務を処理するとともに、課長に協力して所属職員の指導及び教育に当たり、執行能力の養成及び開発に努める。

別表学校教育部の部指導課の項事務分掌の欄第2号中「こと」の次に「(他課の所管に属するものを除く。)」を加え、同欄中第3号から第6号までを削り、第7号を第3号とし、第8号から第14号までを4号ずつ繰り上げる。

別表学校教育部の部指導課の項の次に次のように加える。

学務支援課	(1) 学校の設置及び廃止に関すること。
-------	----------------------

	(2) 児童及び生徒の就学に関すること（他の室の所管に属するものを除く。）。 (3) 通学区域に関すること。 (4) 学校の用に供する物品の調達に関すること。
--	---

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（提出理由）

令和6年4月1日付け組織改編等に伴い、所要の改正を行う必要があることから、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教育委員会規則第6号）第1条第8号の規定に基づき、議決を求めるものである。

熊本市教育委員会事務局内部組織規則（平成24年教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
第1条（略） （組織及び事務分掌） 第2条 事務局に、別表に定める部、課及び室を置く。 2 前項に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね別表に定めるところによる。 （職制） 第3条 事務局に教育次長、部に部長、課に課長及び主査を置く。 2 教育政策課、学校施設課、指導課、教職員課及び健康教育課に副課長を置く。 3 学校施設課、<u>地域教育推進課、学務支援課及び総合支援課</u>に課長補佐を置く。 4 教育相談室及び人権教育指導室に室長を置く。 5 特別支援教育室に室長及び主査を置く。 6 前各項に定めるもののほか、事務局に総括審議員、部に首席審議員及び首席教育審議員、課に審議員、教育審議員及び政策審議員並びに課及び室に主幹、<u>政策監</u>、参事その他必要な職員を置くことができる。 第4条 (1)から(11)まで（略） <u>(12) 政策監の基本的職能</u> <u>ア 直属上司の命を受け、課の主要施策に関する特定の事項の調査、研究及び実施に携わる。</u>	第1条（略） （組織及び事務分掌） 第2条 事務局に、別表に定める部、課及び室を置く。 2 前項に規定する部、課及び室の事務分掌は、おおむね別表に定めるところによる。 （職制） 第3条 事務局に教育次長、部に部長、課に課長及び主査を置く。 2 教育政策課、学校施設課、指導課、教職員課及び健康教育課に副課長を置く。 3 学校施設課<u>及び地域教育推進課</u>に課長補佐を置く。 4 教育相談室及び人権教育指導室に室長を置く。 5 特別支援教育室に室長及び主査を置く。 6 前各項に定めるもののほか、事務局に総括審議員、部に首席審議員及び首席教育審議員、課に審議員、教育審議員及び政策審議員並びに課及び室に主幹<u>_____</u>、参事その他必要な職員を置くことができる。 第4条 (1)から(11)まで（略） <u>【新規】</u>	

イ 課長の命を受け、所管事務を処理するとともに、課長に協力して所属職員の指導及び教育に当たり、執行能力の養成及び開発に努める。

(13) 主査の基本的職能

アからオまで（略）

(14) 参事その他専門職位の基本的職能

ア及びイ（略）

附 則（略）

別表（第2条関係）

部	課・室	事務分掌
教育総務部	教育政策課	（略）
	教育改革推進課	（略）
	学校施設課	（略）
	放課後児童育成課	（略）
	地域教育推進課	（略）
学校教育部	指導課	(1) 部内事務の連絡調整に関すること。 (2) 学校経営の管理に関すること <u>（他課の所管に属するものを除く。）</u> 。 <u>【削る】</u> <u>【削る】</u>

(12) 主査の基本的職能

アからオまで（略）

(13) 参事その他専門職位の基本的職能

ア及びイ（略）

附 則（略）

別表（第2条関係）

部	課・室	事務分掌
教育総務部	教育政策課	（略）
	教育改革推進課	（略）
	学校施設課	（略）
	放課後児童育成課	（略）
	地域教育推進課	（略）
学校教育部	指導課	(1) 部内事務の連絡調整に関すること。 (2) 学校経営の管理に関すること _____。 <u>(3) 学校の設置及び廃止に関すること。</u> <u>(4) 児童及び生徒の就学に関する</u>

		<u>【削る】</u> <u>【削る】</u> (3) 学校の学習指導及び進路指導に関すること。 (4) 学校の教育課程及び教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。 (5) 教育評価に係る指導に関すること。 (6) その他学校教育の指導に関すること（他の課又は室の所管に属するものを除く。）。 (7) 学校体育に関すること。 (8) 市立幼稚園に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (9) 市立総合ビジネス専門学校に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (10) 熊本市教科用図書選定委員会に関すること。			<u>ること（他の室の所管に属するものを除く。）。</u> (5) <u>通学区域に関すること。</u> (6) <u>学校の用に供する物品の調達に関すること。</u> (7) 学校の学習指導及び進路指導に関すること。 (8) 学校の教育課程及び教科用図書その他の教材の取扱いに関すること。 (9) 教育評価に係る指導に関すること。 (10) その他学校教育の指導に関すること（他の課又は室の所管に属するものを除く。）。 (11) 学校体育に関すること。 (12) 市立幼稚園に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (13) 市立総合ビジネス専門学校に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (14) 熊本市教科用図書選定委員会に関すること。
	学務支援課	(1) <u>学校の設置及び廃止に関すること。</u> (2) <u>児童及び生徒の就学に関すること（他の室の所管に属するものを除く。）。</u>			<u>【新規】</u> <u>【新規】</u>

		<u>ること（他の室の所管に属するものを除く。）。</u> <u>(3) 通学区域に関すること。</u> <u>(4) 学校の用に供する物品の調達に関すること。</u>			
教職員課	(1) 教職員（教育職員及び学校栄養職員並びに小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員をいう。以下この項において同じ。）の人事、服務及び給与に関すること。 (2) 教職員定数の管理に関すること。 (3) 学校の学級編制に関すること。 (4) 教職員の採用及び昇任の選考に関すること。 (5) 教職員（栄養教諭及び学校栄養職員を除く。）の研修の総括調整に関すること。		教職員課	(1) 教職員（教育職員及び学校栄養職員並びに小学校、中学校及び特別支援学校の事務職員をいう。以下この項において同じ。）の人事、服務及び給与に関すること。 (2) 教職員定数の管理に関すること。 (3) 学校の学級編制に関すること。 (4) 教職員の採用及び昇任の選考に関すること。 (5) 教職員（栄養教諭及び学校栄養職員を除く。）の研修の総括調整に関すること。	
総合支援課	(1) 学校の生徒指導に関すること。 (2) 教職員及び児童生徒の指導・支援に関すること。 (3) 教育相談室（室）に関すること。 (4) 特別支援教育室（室）に関		総合支援課	(1) 学校の生徒指導に関すること。 (2) 教職員及び児童生徒の指導・支援に関すること。 (3) 教育相談室（室）に関すること。 (4) 特別支援教育室（室）に関	

	すること。 (5) 熊本市いじめ防止等対策委員会に關すること。		すること。 (5) 熊本市いじめ防止等対策委員会に關すること。
教育相談室 (室)	(1) 学校教育に係る相談及び支援に關すること。	教育相談室 (室)	(1) 学校教育に係る相談及び支援に關すること。
特別支援教育室 (室)	(1) 障がいのある児童及び生徒の就學に關すること。 (2) 特別支援教育の専門的事項の指導に關すること。 (3) 特別支援教育に關わる教職員等の研修に關すること。 (4) 特別支援學校に關すること (他の課又は室の所管に屬するものを除く。)。 (5) 熊本市就學支援委員会に關すること。 (6) 熊本市特別支援學校等教科用図書選定委員会に關すること。 (7) 熊本市立學校における医療的ケア運営協議會に關すること。	特別支援教育室 (室)	(1) 障がいのある児童及び生徒の就學に關すること。 (2) 特別支援教育の専門的事項の指導に關すること。 (3) 特別支援教育に關わる教職員等の研修に關すること。 (4) 特別支援學校に關すること (他の課又は室の所管に屬するものを除く。)。 (5) 熊本市就學支援委員会に關すること。 (6) 熊本市特別支援學校等教科用図書選定委員会に關すること。 (7) 熊本市立學校における医療的ケア運営協議會に關すること。
健康教育課	(1) 學校保健及び學校安全に關すること。 (2) 食育の指導に關すること。 (3) 児童生徒及び教職員の健康管理に關すること。	健康教育課	(1) 學校保健及び學校安全に關すること。 (2) 食育の指導に關すること。 (3) 児童生徒及び教職員の健康管理に關すること。

		(4) 学校給食の実施に関する こと。 (5) 学校給食に係る施設及び諸 設備の管理に関すること。 (6) 学校給食に係る業務に従事 する職員の研修に関するこ と。 (7) 学校給食共同調理場に関す ること。 (8) 学校保健及び学校給食に関 わる諸団体に関すること。 (9) 熊本市学校給食運営協議会 に関すること。			(4) 学校給食の実施に関するこ と。 (5) 学校給食に係る施設及び諸 設備の管理に関すること。 (6) 学校給食に係る業務に従事 する職員の研修に関するこ と。 (7) 学校給食共同調理場に関す ること。 (8) 学校保健及び学校給食に関 わる諸団体に関すること。 (9) 熊本市学校給食運営協議会 に関すること。
	人権教育指 導室	(1) 人権教育に関する基本的な 指導計画の立案及び調整に関 すること。 (2) 人権教育に関する研究、指 導及び助言に関すること。 (3) 人権教育に関する教材及び 資料の収集及び研究に関する こと。 (4) 同和問題に係る教育施策に 関すること。 (5) その他人権教育に関するこ と。			(1) 人権教育に関する基本的な 指導計画の立案及び調整に関 すること。 (2) 人権教育に関する研究、指 導及び助言に関すること。 (3) 人権教育に関する教材及び 資料の収集及び研究に関する こと。 (4) 同和問題に係る教育施策に 関すること。 (5) その他人権教育に関するこ と。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。